

日ソ首脳会談と日ソ共同声明

日ソ共同声明において、北方四島の名が初めて明記されました。

1991年（平成3年）4月に訪日したゴルバチョフ・ソ連大統領と海部総理は3日間にわたり6回の日ソ首脳会談を行い、北方領土問題を含めた日ソ両国間の関係および国際情勢について率直な意見交換を行いました。両首脳は会談の最終日に日ソ共同声明を発表し、これに署名しました。

その時発表された共同声明において、歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島の四島が平和条約において解決されるべき領土問題の対象であることが、日ソ間の文書において初めて明確に確認されました。

（それまでは、北方領土問題が存在することすら公式文書になっていませんでした。）



▲共同声明に署名する海部総理とゴルバチョフ大統領

日露間領土問題の歴史に関する 共同作成資料集が作られました

日露両国外務省は、日露両国民が、日本とロシアの間の領土問題を正しく理解するための一助として1992年（平成4年）と2001年（平成13年：新版）に共同で資料集を作成しました。

（抜粋）

双方は、領土問題を「法と正義」に基づき解決する必要があるとの共通の理解を堅持している。1991年11月、エリツィン大統領は、ロシア国民への手紙において、日本との関係における最終的な戦後処理の達成の必要性を指摘しつつ、これらの島々の住民の利益に配慮していく旨述べている。日本政府も、領土問題の解決にあたり、現在これらの島々に居住しているロシア国民の人権、利益及び希望を十分に尊重していく意向である旨明らかにしている。



▲「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」（日本国外務省・ロシア連邦外務省作成）

返還へ向けての交渉基盤の確立 (東京宣言)

1993年（平成5年）10月に訪日したエリツィン・ロシア大統領と細川総理は2日間にわたり2回の日ロ首脳会談を行い、両国間の最大の課題である北方領土問題について真剣な交渉が行われました。その結果署名された「東京宣言」において、領土問題を歴史的・法的事実に立脚し、両国の間で合意の上作成された諸文書および法と正義の原則を基礎として解決し、平和条約を早期に締結するとの明確な交渉基盤が確立されました。



▲「日ロ関係に関する東京宣言」に署名する細川総理とエリツィン大統領

日露関係に関する東京宣言（抜すい）

平成5年10月13日 東京で署名

2 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、両国関係における困難な過去の遺産は克服されなければならないとの認識に共有し、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題について真剣な交渉を行った。双方は、この問題を歴史的・法的事実に立脚し、両国の間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約を早期に締結するよう交渉を継続し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきことに合意する。この関連で、日本国政府及びロシア連邦政府は、ロシア連邦がソ連邦と国家としての継続性を有する同一の国家であり、日本国とソ連邦との間のすべての条約その他の国際約

束は日本国とロシア連邦との間で引き続き適用されることを確認する。

日本国政府及びロシア連邦政府は、また、これまでの両国間の平和条約作業部会において建設的な対話が行われ、その成果の一つとして1992年9月に「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」が日露共同で発表されたことを想起する。

日本国政府及びロシア連邦政府は、両国間で合意の上策定された枠組みの下で行われてきている前記の諸島に現に居住している住民と日本国の住民との間の相互訪問を一層円滑化することをはじめ、相互理解の増進へ向けた一連の措置を採ることに同意する。

参考 1991年（平成3年）12月ソ連邦が解体してロシア連邦が誕生しました。

北方領土問題に関する基本的な考え方 「平和条約の締結に向けて」

基本的認識

ソ連・ロシアによる不法占拠が続いている我が国固有の領土である北方四島(択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島)の我が国への返還を求めるもの。

基本的な考え方

1.我が国の対露外交の基本方針

1)平和条約締結問題

日露関係の最大の懸案は平和条約締結問題である。我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという一貫した基本方針の下、粘り強い交渉を継続する。

2)日露行動計画

平和条約交渉にも資するものとして、「日露行動計画」を着実に実施し、幅広い分野で協力を進める。

(注)「日露行動計画」〔2003年(平成15年)署名)の6つの柱:(1)政治対話の深化、(2)平和条約交渉、(3)国際舞台における協力、(4)貿易経済分野における協力、(5)防衛・治安分野における関係の発展、(6)文化・国民間交流の進展

2.北方領土問題についての政府の基本的立場

1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方四島は、いまだかつて一度も外国の領土となることがない我が国固有の領土である。我が国としては、「我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結する」という一貫した基本方針の下、粘り強い交渉を継続する。

2) 1993年(平成5年)の東京宣言以降、日露間においては、「北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結する」という共通の交渉指針を繰り返し確認している。

同宣言は、「北方領土問題を、歴史的・法的事実に立脚し、両国間で合意の上作成された諸文書及び『法と正義の原則』を基礎として解決する」という明確な交渉の指針を示している。

3) 北方領土問題の解決に当たって、我が国としては、(1)北方四島に対する我が国の主権が確認されることを条件として、実際の返還の時期、態様については、柔軟に対応する、(2)北方領土に現在居住しているロシア人住民については、その人権、利益及び希望は、北方領土返還後も十分に尊重していく、こととしている。